

## 埼玉県社会福祉施設整備工事検査実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、県から補助金の交付を受けて社会福祉施設を整備する社会福祉法人等（設立準備会を含む。以下、「法人等」という。）に対して行う社会福祉施設整備工事検査（以下、「検査」という。）に関し、必要な事項を定め、社会福祉施設の適正な整備を図ることを目的とする。

### (実施機関等)

第2条 検査は、福祉部福祉監査課が主体となって行う。

2 検査には、施設整備を担当する本庁担当課又は県福祉事務所が同行し、必要な協力を行う。

3 社会福祉施設の整備工事に補助金を交付し、または交付する予定の市町村は、当該施設の検査に立会うことができる。

### (対象施設)

第3条 検査の対象は、法人等が社会福祉施設を創設、増築、改築又は修繕するに当たり、県の補助金が5,000万円以上交付され、又は交付される見込みのある施設とする。

### (実施区分)

第4条 検査の実施区分は、着工時検査、中間時検査及び完成時検査とする。

### (検査方法)

第5条 検査は、対象となる社会福祉施設に出向いて行う実地検査とする。

2 検査の日数は、原則として、1社会福祉施設当たり1日とするが、その規模及び内容により、複数日とすることができる。

### (実施時期)

第6条 検査の実施時期は、次のとおりとする。

- (1) 着工時検査は、概ね杭打ち工事又は根切り工事の着工後に行う。
- (2) 中間時検査は、概ね躯体工事の完了後に行う。
- (3) 完成時検査は、概ね行政検査の完了後に行う。

(検査項目)

第7条 検査の項目は、次のとおりとする。

(1) 着工時検査

- ア 工事施工業者及び設計事務所（工事監理者）の選定方法及び入札状況
- イ 工事施工業者及び下請業者の工事請負契約内容及び配置技術者
- ウ 設計事務所（工事監理者）及び協力事務所の委託契約内容、配置技術者及び設計成果品
- エ 補助金交付申請書と工事請負契約との照合
- オ 工事関係書類と施工状況
- カ 工事監理の状況
- キ 工事施工業者及び設計事務所（工事監理者）への支払状況
- ク 建設用地の購入（賃貸借）契約及び登記の状況
- ケ 建設資金の確保の状況
- コ その他

(2) 中間時検査

- ア 工事施工業者及び下請業者の工事請負契約内容及び配置技術者の変更
- イ 設計事務所（工事監理者）及び協力事務所の委託契約内容及び配置技術者の変更
- ウ 工事請負契約後の補助金交付申請書との相違
- エ 工事関係書類と施工状況
- オ 工事内容の変更
- カ 工事監理の状況
- キ 工事施工業者及び設計事務所（工事監理者）への支払状況
- ク その他

(3) 完成時検査

- ア 工事施工業者及び下請業者の工事請負契約内容及び配置技術者の変更
- イ 設計事務所（工事監理者）及び協力事務所の委託契約内容及び配置技術者の変更

- ウ 工事請負契約後の補助金交付申請書との相違
- エ 工事関係書類と施工状況
- オ 工事内容の変更
- カ 工事監理の状況
- キ 建築基準法及び消防法等に係る検査の状況
- ク 工事施工業者及び設計事務所（工事監理者）への支払状況
- ケ 備品購入業者の選定方法及び入札状況
- コ その他

（実施通知）

第8条 検査の実施に当たっては、法人等の代表者に対し、事前に検査の期日、検査担当者の氏名その他必要な事項を通知する。

（出席者等）

第9条 検査の実施に当たっては、検査に対応できる法人等の役職員、設計事務所（工事監理者）及び工事施工業者等の出席を求める。

（検査調書）

第10条 検査は、別に定める社会福祉施設整備に関する進行管理表及び社会福祉施設整備工事検査調書により行う。

2 社会福祉施設整備に関する進行管理表については、工事検査の2週間前までに、社会福祉施設整備工事検査調書については工事検査の1週間前までに福祉部福祉監査課に提出するものとする。

（結果の講評）

第11条 検査の終了後、検査の結果について講評を行う。

（結果の通知等）

第12条 検査の結果については、法人等の代表者に対し、文書をもって通知する。

2 文書による改善指導事項については、法人等の代表者に対し、所定の時期までに、その改善状況の報告を求める。

3 文書による改善指導事項に対する報告に疑義又は改善状況が不十分と認められる場合は、追指導その他の必要な指導を行う。

（関係機関等との連携）

第13条 検査の重点事項及び実施計画の策定、検査の実施及び結果の処

理に当たっては、関係課所及び監査事務局と十分な連携のもとに行う。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、検査の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。